

農業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

平成18年に使用する農業用免税軽油の免税証の交付申請を次の日程により受付します。

- 1 受付日 平成18年1月10日(火)・11日(水)
 - 2 時間 午前9時30分から午後3時まで
 - 3 場所 県合同庁舎新館1階A会議室(申請書類は郵送でも受け付けております。)
 - 4 必要なもの
 - 印鑑
 - 耕作証明書
 - 免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く。)
 - 返信用郵便切手430円分
 - 免税軽油使用者証の有効期限が平成18年12月31日以前の方は上記 ~ のほか、青森県収入証紙400円分が必要です。
 - 初めて申請する方、使用機械に変更のある方は、上記 ~ のほか、使用機械の譲渡証明書及び青森県収入証紙400円分が必要です。
- 申請は指定した受付期限までに行うようにお願いします。
 農業用免税軽油の申請対象者は、農業を営む方で、軽油を燃料とするトラクター、耕うん機等を使用して農作業を行う方です。
 不明な点がございましたら、むつ県税事務所課税課までお問い合わせください。
 電話 0175-22-8581 内線207

「あおもりクラフトコンペ2005」作品募集のお知らせ

2005あおもり伝統工芸・クラフト展実行委員会では、すぐれた工芸品を表彰する「あおもりクラフトコンペ2005」の応募作品を募集しています。

【作品の条件】 使いやすさと美しさを兼ね備えた日常生活で使用するこのできる工芸品
 (大きさは1.5m×1.5m×1.5m以内)
 詳しくは募集要項をご覧ください。

【賞金等】 グランプリ 30万円
 金賞・デザイン賞・私が使いたいクラフト賞 各5万円
 奨励賞 記念品

【出品登録料】 1種につき3,000円

【お申込み・お問い合わせ】

12月31日(土)(消印有効)までに、所定の申込書に必要事項を記入し、下記まで

申込み先 2005あおもり伝統工芸・クラフト展実行委員会事務局

〒030-0801 青森市新町2丁目5-4-D 空間舎内

TEL/FAX 017-723-5387

【作品の展示】

出品された作品は、平成18年1月21日(土)～1月23日(月)に、中三青森本店8F

TOP HAT(トッパット)で開催される「2005あおもり伝統工芸・クラフト展」で展示します。



暮らしと電気安全

12月

照明器具の清掃はこまめに。

照明器具は清掃で20～30%明るくなります。また、一般的な蛍光灯の寿命は7,000時間くらいです。

蛍光灯の両端が黒ずんできたものは、取り替え時を過ぎているかもしれません。(夜間数時間の使用でしたら約2年、昼間も使うようでしたら1年を目安としてみてください。)

年末の大掃除と一緒に照明器具の清掃を行いましょう。このことは、省エネにもつながります。